

# JIS

## 接着絶縁レール

JIS E 1125<sup>-1995</sup>

(2002 確認)

(2007 確認)

平成7年3月1日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

---

主 務 大 臣：通商産業大臣　　制定：平成 7.3.1

官 報 公 示：平成 7.3.1

原案作成協力者：社団法人 日本鉄道施設協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 鉄道部会（部会長 山之内 秀一郎）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部機械規格課（〒100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 接着絶縁レール

E 1125-1995

## Glued insulated rails

1. 適用範囲 この規格は、鉄道線路において軌道回路<sup>(1)</sup>に用いる50 kgN及び60 kgレール用接着絶縁レールについて規定する。

注<sup>(1)</sup> 列車又は車両を検知するための回路としてレールを用いる電気回路（JIS E 3013参照）。

備考 この規格の引用規格を、付表1に示す。

2. 用語の定義 この規格で用いる用語の定義は、JIS E 1001によるほか、次による。

- (1) 接着絶縁レール 突き合わせたレール間に絶縁材を挿入し、レールと接着継目板とを絶縁性がある接着剤で結合したレール。
- (2) 接着継目板 接着絶縁レールに用いる目的で設計された継目板。
- (3) 乾式接着材 ガラスペーパーを基材として熱硬化性エポキシ系樹脂接着剤を含浸し、乾燥状態にしたもの。
- (4) プライマー 被着材と接着剤、又はシーリング材との接着性を向上させるためにあらかじめ被着材表面に塗布する下地処理材料（JIS K 6800参照）。

3. 種類 接着絶縁レールの種類は、レールの種類と曲線半径の組合せによって規定し表1の○印に示すとおりとする。

表1 種類

レールの種類・記号		曲線半径R (m)						直線
		300	600	1 000	3 000	4 000	5 000	
50 kgN 又は 60 kg	普通レール	○	○	○	○	○	○	○
	HH340	○	○	○	—	—	—	—
	HH370	○	○	○	—	—	—	—

## 4. 品質

4.1 引張強さ又は圧縮強さ 接着絶縁レールの引張強さ又は圧縮強さは、8.1によって試験を行ったとき試験片の全数が2.25 MN以上でなければならない。

4.2 絶縁抵抗値 接着絶縁レールの絶縁抵抗値は、次のとおりとする。

- (1) 乾燥状態における絶縁抵抗値は、8.2.1によって試験を行ったとき5 MΩ以上でなければならない。
- (2) 浸水状態における絶縁抵抗値は、8.2.2によって試験を行ったとき0.5 MΩ以上でなければならない。

4.3 超音波透過減衰値 接着絶縁レールの超音波透過減衰値は、8.3によって試験を行ったときその値が45 dB以下でなければならない。

4.4 外観 接着絶縁レールの外観は、次のとおりとする。

- (1) レール表面に割れ、きずなど有害な欠陥があってはならない。